

川崎市職員人財ビジョン推進委員会設置要綱

平成28年5月20日
28川総行革第114号

(目的及び設置)

第1条 川崎市職員人財ビジョンに基づき、本市の人事施策全般に関する取組を着実に推進することを目的として、川崎市職員人財ビジョン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市職員人財ビジョンに基づく取組の推進に関すること。
- (2) 人事施策全般に関わる諸制度の課題分析、調整に関すること。
- (3) 川崎市職員人財ビジョン取組計画の策定に関すること。
- (4) 川崎市職員人財ビジョン取組計画の進捗管理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員長は、総務企画局長をもって充てる。

2 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、外部有識者に意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会に部会を置くことができる。

2 部会員は、別表2に掲げるものをもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局人事部人材育成課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

委員長	総務企画局長
	人事委員会事務局長
	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長
	総務企画局デジタル化施策推進室長
	総務企画局人事部長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室長

別表 2 (第 6 条関係)

部会長	総務企画局人事部長
部会員	総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長 〔監査・内部統制推進〕
	総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
	総務企画局人事部人事課長
	総務企画局人事部人事課担当課長〔評価・人事制度〕
	総務企画局人事部人材育成課長
	総務企画局人事部労務厚生課担当課長〔健康管理〕
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長〔組織・定数〕
	人事委員会事務局任用課長